

## 植物検疫くん蒸剤の農薬登録に関するスケジュールの変更等について

(平成25年7月22日)

輸入農産物に用いられる植物検疫くん蒸剤の農薬登録内容の変更についてはこのホームページにおいても既に紹介しているが、農林水産省は、平成25年7月18日にそのスケジュールの変更とくん蒸剤の残留性に関する試験の最近の状況を伝達してきた。

変更の内容は以下の通りである。

### 1 農薬登録内容の変更申請時期の延期

農薬メーカーによる植物検疫に用いられるくん蒸剤の変更申請については、平成25年10月に行われるとのことであったが、これを延期し、くん蒸剤のA D I（1日あたり許容摂取量）が設定された後とされた（くん蒸剤のA D Iの設定時期は不明）。

### 2 農作物への残留性に関する試験対象品目の追加

#### (1) 青酸

- ① 試験成績が整備された品目に「シソ」及び「シャロット」を追加
- ② 試験成績を整備中の品目に「イチジク」、「チェリモヤ」、「トウガラシ」及び「トレビス」を追加

#### (2) 臭化メチル

- ① 試験成績が整備された品目に「フローレンスフェネル」を追加
- ② 試験成績を整備中の品目に「アカフサスグリ」、「ブドウ」、「カラシナ」、「コブミカン（スワンギ）葉」、「トレビス」及び「メボウキ（バジル）」

を追加

#### (3) リン化アルミニウム

- ① 試験成績が整備された品目に「ハトムギ」を追加
- ② 試験成績を整備中の品目は変更なし